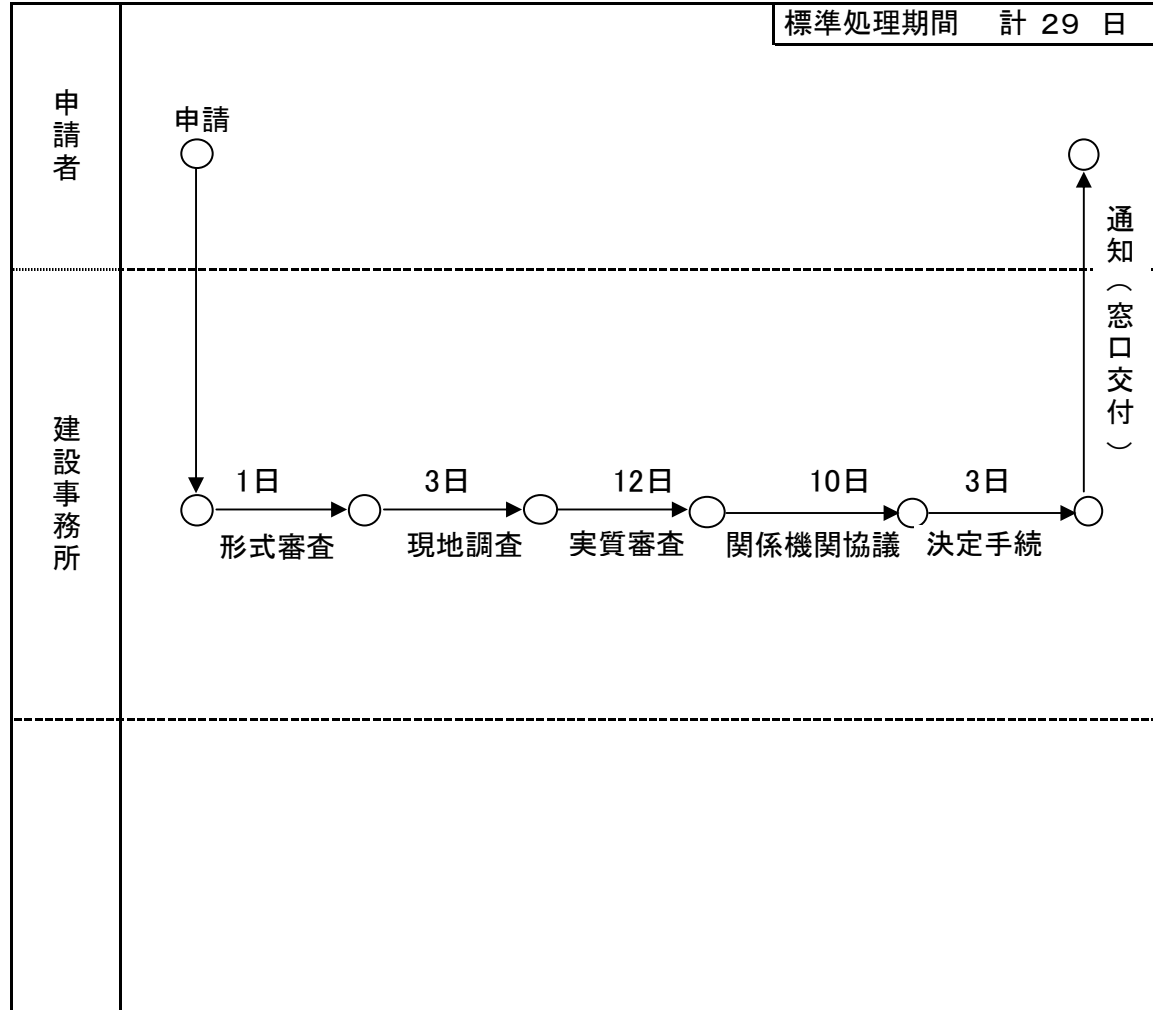


# 事務処理フロー図

河川の流水等について河川管理上支障を及ぼす行為の禁止、制限又は許可(二級河川)(所  
 事務名 長委任規則に係るものであって、特別区の区長が管理する河川におけるもの)  
 《事務処理フロー図》

作成部署 建設局河川部指導調整課占用係 電話41-445  
 《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないか、添付書類がそろっているかどうか審査します。
2	現地調査	該当箇所について現地調査を行い、申請書に記載されている河川の現況について確認します。
3	実質審査	申請内容について審査基準を満たしているかどうかを審査します。
4	関係機関協議	該当箇所に関係する他の河川管理者(関係特別区長・他の建設事務所長)に意見照会します。
5	決定手続	許可の諾否について、各建設事務所長が決定します。
6	通知	申請者に通知します。